

記録突合完了後のスケジュール

令和元年 7月 予定	令和元年 10月 予定	令和2年 1月	令和2年 2月	令和2年 3月	令和2年 4月	令和2年 5月	令和2年 8月	令和2年 9月	令和2年 10月	令和2年 10月	令和2年 11月	令和2年 12月
基金と国の記録突合完了	国へ返還する最低責任準備金の確定	財産目録等承認申請	最低責任準備金の納付	残余財産の確定	残余財産の分配金額の計算	残余財産の分配金の申請書送付	分配金の振込先の取りまとめ	残余財産の分配金の交付・移換	決算報告書の承認申請	永年保存書類の厚生労働省へ引継ぎ	清算終了及び清算人退任官報公告	事務所原状回復工事後 事務所閉鎖

【申請書以外に書類の提出が必要となる事例】

○分配金が100万円を超える方は、マイナンバーに関する届出が必要です。（マイナンバーの届出が必要な方には、申請書、マイナンバーの届出用紙と説明文を同封する予定です）

※マイナンバーカードを作成している方は、マイナンバー届出用紙に「マイナンバーカードの写し」を貼付し提出となります。

※マイナンバーカードを作成していない方は、マイナンバー届出用紙に市区町村から通知の「マイナンバー通知カード」の写しを貼付し提出となります。

注：マイナンバーの届書には「写しを貼付」します。カード原本は貼付しないでください。

○ご遺族の方が受け取る場合の提出書類

故人と請求する方の関係を明らかに出来る公的書類（戸籍謄本、住民票「受け取る遺族の順位がわかる書類」原本）を市区町村で取得して申請書に添付し提出してください。

【その他の事項】

○解散前に基金から年金を受けていた方

分配金の申請書に年金を受取っていた時の金融機関名を印字し、預金口座番号等の一部は省略してお知らせします。変更がなければ記載内容を確認後、申請書を提出して下さい。

○分配金に係る課税

分配金は「一時所得」扱いになります。なお、年金として受け取る場合は「雑所得」扱いとなります。※くわしくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

○分配金の申請後、いつ受け取れるか

分配金の申請書を提出されたのち、加入員及び待期者の方の分配金受け取りの金融機関名、預金口座番号など振込に関する情報の収録処理を行い、処理終了後受給者の方も含めて、令和2年9月頃に指定の金融機関に分配金の振込を行います。

なお、振込に当たっては、支払いのお知らせを送付することとしております。